九〇〇年前後日本における国民道徳論のイデオロギー構造(上)

――井上哲次郎と二つの「教育と宗教」論争にみる―

はじめに

されて示されたのは、一八九〇年の教育勅語においてであった。その早い例としてあげられるが、国民道徳が公的にはじめて体系化は、維新以来最大関心事のひとつであった。神道国教化政策などがは、維新以来最大関心事のひとつであった。神道国教化政策などがは、維新以来最大関心事のひとつであった。神道国教化政策などがは、維新以来最大関心事のひとつであった。為政者求められた国民道徳のうち、とくに中心的な徳目であった。為政者求められた国民道徳の方法、近代日本の国民が遵奉を出来、任義・勤勉・信義・愛国などは、近代日本の国民が遵奉を

どのようなものでしかありえないかというその原型が、この論争をは、「天皇制国家日本において信教の自由・思想の自由というものが教員辞職を余儀なくされた「不敬事件」とともに、近代天皇制国家イデオロギーの強権的性格を物語るものとしてしばしば引証される象徴的な事件である。たとえば生松敬三によれば、「衝突」論争とは、「天皇制国を合うないかというその原型が、この論争をといる象徴的な事件である。たとえば生松敬三によれば、「衝突」論争とに表の情報を表演的ないかというその原型が、この論争をといる。

になる。

「こ、決定するきわめて重大な意義をもつ事件」だったというこということによって、ひろくこれ以後の近代日本の思想的動向をも予いうことによって、ひろくこれ以後の近代日本の思想的動向をも予いうことによって、ひろくこれ以後の近代日本の思想的動向をも予いることになる。

繁

田

真

爾

支配の両義的性格に注目しながら解明する必要があるだろう。を配の両義的性格に注目しながら解明する必要があるだろう。を配の両義的性格に注目しながら解明する必要があるだろう。を配の両義的性格に注目しながら解明する必要があるだろう。を配の声音に、さまざまな社会集団からの「同意」の調達が不可欠であるが、ということに注意する必要がある。支配を有効に遂行するためには、さまざまな社会集団からの「同意」の調達が不可欠でるためには、さまざまな社会集団からの「同意」の調達が不可欠でるためには、さまざまな社会集団からの「同意」の調達が不可欠でるためには、さまざまな社会集団からの「同意」の調達が不可欠でるためには、さまざまな社会集団からの「同意」の調達が不可欠であって、そのときはじめて支配権力のイデオロギー的統合はいっそう有効となる。「国民教化・臣民教育の基本線」も同じく、そうした方をいって、そのときはじめて支配権力のイデオロギー的統合はいっそうした。

文・記事のみで五十点以上を数えている。 いが、それでも論争参加者約二五名、関係資料は単行書・雑誌論 る。第二次論争は規模としては一八九二年の「衝突」論争に及ばな らのあいだで行われ、「第二次教育と宗教衝突」事件ともよばれてい 構成すればよいかという、国民道徳の危機を背景としていた。そし ョンのなかで説得力を失いつつあった教育勅語の道徳を、いかに再 よる内地雑居の開始など、内外をとりまく急速なグローバリゼーシ 勅語公布から十年、日清日露戦間期の資本主義の昂進や条約改正に こでは、「衝突」論争後の一九〇〇年前後に思想界で広く行われた 性を理解しようとするひとつの試みである。その手がかりとしてこ にあった帝大教授の井上哲次郎と、宗教者・学者・ジャーナリスト て論争は、『勅語衍義』の著者として教育勅語の権威的解説者の地位 民道徳論の歴史過程に内在しながら、そのイデオロギー構造の全体 - 教育と宗教」をめぐる論争を取り上げてみたい。この論争は、 以上のことを念頭に、教育勅語から本格的に出発した国 教育

が案出したのは、諸宗教を「倫理的宗教」として統一する、個別宗あことが出来るというのが本稿の方法論的立場である。それはまずることが出来るというのが本稿の方法論的立場である。それはまず国民道徳論のイデオロギー構造をより全体的・歴史内在的に理解するだ。 「衝突」論争だけではなく二つの論争をあわせて見ることによって、「衝突」論争だけではなく二つの論争をあわせて見ることによって、

変化の意味を問うことは、国民道徳論のダイナミズムに接近するた論争における井上の国民道徳論から、明らかに変化している。その教の一般化・抽象化という方法であった。これは、十年前の「衝突」

めの有効な手がかりとなるだろう。

一、井上哲次郎の「倫理的宗教」―一九〇〇年前後の

国民道徳論

教育勅語と井上哲次郎

由」の規定とも通底していた。
一八九〇年に発布された教育勅語は、中段で「父母ニ孝ニ、兄弟にたとはよく知られている。それは帝国憲法に定める「信教ノ自財にあった井上毅によって、特定の学派や宗派に偏った内容にし中心にあった井上毅によって、特定の学派や宗派に偏った内容にし中心にあった井上毅によって、特定の学派や宗派に偏った内容にしない、つまり勅語がより包括的な道徳になるよう特に注意がはらわれたことはよく知られている。それは帝国憲法に定める「信教ノ自由」の規定とも通底していた。

直・加藤弘之・井上毅らの意見を聞き、芳川文相の序文をもらい、るドイツ哲学を専攻、ドイツ留学から帰国直後日本人としてはじめるドイツ哲学を専攻、ドイツ留学から帰国直後日本人としてはじめて帝大哲学科の教授に任じられたばかりの新進の学者だった。彼はで、大哲学科の教授に任じられたばかりの新進の学者だった。彼はで、大哲学科の教授に任じられたばかりの新進の学者だった。彼はで、大哲学科の教授に任じられたばかりの新進の学者だった。彼はで、大哲学科の教授に任じられたばかりの新進の学者にある解説書『勅語行義』の著者と

教育勅語の公式イデオローグとしての位置にあったのである。内大臣をへて「天覧」に供したうえで刊行された。井上はまさに、

「教育と宗教の衝突」論争

由」の「境界」を確認しつつ、「然るに耶蘇教徒は果して亳も社会の 雖も、亦制限のあるあり何ぞや、第一には社会の安寧秩序を妨げざ 引きながら、「日本の臣民たるものハ、皆均しく信教の自由を有すと らべたてながら、「内村氏か此の如き不敬事件を演せしハ、全く其耶 とキリスト教を非難した(六八一六九)。 安寧秩序を妨くる傾向なきか、又臣民たるの義務に背く傾向なきか る事、第二は臣民たるの義務に背かざる事是れなり」と「信仰の自 リスト教信仰一般に帰納しようとした。そして帝国憲法第二八条を 蘇教の信者たるに因由すること亦疑なきなり」と、事件の原因をキ 事件など各地でキリスト教をめぐるさまざまな「不敬事件」がフレ 教育勅語の権威としてキリスト教批判に理論的根拠を与えようとし なか、井上は雑誌『教育時論』に「教育と宗教の衝突」を連載し、 年に始まった「教育と宗教の衝突」論争でいかんなく発揮されてい た。当時、内村の事件のほかに、熊本英学校事件や山鹿高等小学校 る。「内村鑑三不敬事件」でキリスト教に対する社会の攻撃が高まる ームアップされたが、井上はそれら虚実入り混じった不敬報道をな このころ井上哲次郎がとっていた国民道徳論の立場は、一八九二

さらに井上はキリスト教の教義を取上げ、勅語道徳と「衝突」す

るところを数点指摘する。そのうち井上がもっとも強調したのが、をところを数点指摘する。そのうち井上がもっとも強調したのが、教育勅語は国家主義であるのにキリスト教は世界主義であって国家主義ではない、ということであった。井上は、一家の孝悌が一村、一郷、そして共同愛国へと推及していく勅語道徳にふれ、その「主たるもの」に他ならなかった。これは教育勅語の歴史性を捨象してたるもの」に他ならなかった。これは教育勅語の歴史性を捨象してたるもの」に他ならなかった。これは教育勅語の歴史性を捨象してたるもの」に他ならなかった。これは教育勅語の歴史性を捨象してたるもの」に他ならなかった。これは教育勅語の歴史性を捨象してたるもの」に他ならなかった。これは教育勅語の実践倫理を文章にした言説のなかで、「徹頭徹尾国家主義」である勅語道徳に対してキリスト教は国家の観念に乏しい「非国家主義」だと批判されるのである(七五)。

割を果たしたのである。
#上の論説は多くの新聞・雑誌に転載されて大きな反響を呼び、
を地でキリスト教徒の迫害事件に発展していった。キリスト教は応
能はおおむね、キリスト教も国体に背反しないという仕方での防戦
張はおおむね、キリスト教も国体に背反しないという仕方での防戦
であった。このように一八九二年にはじまる「衝突」論争は、キリ
スト教を名指しして反国家主義的宗教と認定し批判することで、排
他的な道徳的統合がすすめられたことを物語る事件であった。そし
て井上の論説は多くの新聞・雑誌に転載されて大きな反響を呼び、
都を果たしたのである。

村正久・柏木義円たちから「陋俗なる国家主義者国粋論者」の偏狭しかし井上の国民道徳論は、なかには大西祝やキリスト教徒の植

のではなかった。たとえば柏木は、もし井上のいうように教育勅語のではなかった。たとえば柏木は、もし井上のいうように教育勅語が国家を唯一の中心とし、人の良心や理性は何の権威もない「国家が国家を唯一の中心とし、人の良心や理性は何の権威もない「国家が国家を唯一の中心とし、人の良心や理性は何の権威もない「国家が国家を唯一の中心とし、人の良心や理性は何の権威もない「国家が国家を唯一の中心とし、人の良心や理性は何の権威もない「国家が国家を唯一の中心とし、人の良心や理性は何の権威もない「国家が国家と言い放ち、勅語がうたう普遍価値的側面もながら排他的にめざした画一的国民道徳の構想を脅かすものであったが、井上の立場からすればそれは、「衝突」を言挙げしながら排他的にめざした画一的国民道徳の構想を脅かすものであっただろう。

日清戦後の国民道徳論をめぐる環境

んだが、それは勅語が「不磨の大典」として発布されたわずか五年

後の、一八九五年のことであった。

明治二十年代から急速に拡大してきた「仏教公認教運動」、つまり仏 ルが内地雑居の実現によって脅かされたこと、そしていまひとつに、 防禦」(キリスト教排撃)や「護国顕正」という彼らのレゾンデート ある。その背景には、仏教勢力が幕末維新以来となえてきた「外教 種有志団体も加わって反宗教法案の一大キャンペーンを張ったので とんどの仏教教団が宗派横断的に連帯して全国の信徒を動員し、各 しかしこの宗教法案は、仏教勢力の猛烈な反対運動をまねいた。ほ 定をめざし、一八九九年十二月「宗教法案」として議会に提出した。 する、教派神道・仏教・キリスト教各宗共通の統一的な宗教法の制 が、実際には多くキリスト教系の学校に対する圧力として働いた。 訓令は表向きには雑居後の宗教間対立を予防するための措置だった るは学政上最必要とす」という教育における政教分離の徹底によっ ゆる宗教教育禁止訓令)。「一般の教育をして宗教の外に特立せしむ 教育と宗教の分離に関する訓令を出した(文部省訓令一二号、いわ まで以上の勢いで流入してくることを見越して、一八九九年八月、 を及ぼした。政府は、内地居住の自由を認めればキリスト教がこれ ことになった内地雑居の政治日程も、国民道徳論にさまざまな影響 さらに政府は内地雑居開始にあたり、外国人の信教問題もカバー そのほか、条約改正にともなって一八九九年七月から実施される 教科課程外であっても宗教上の教育や儀式は禁じられた。この

原)に終わった。

原)に終わった。

原)に終わった。

原)に終わった。

原)に終わった。

「衝突」論から「倫理的宗教」の構想へ

以上のように、日清戦後の国民道徳とその主要な構成契機である以上のように、日清戦後の国民道徳とその主要な構成契機であるとはとなった。こうした状況のなかで井上は、「衝突」論から歩を進めて、内地雑居時代に対応した新たな国民道徳を構築することはとを進めて、内地雑居時代に対応した新たな国民道徳を構築することはとを進めて、内地雑居時代に対応した新たな国民道徳と様であるとはといるように、日清戦後の国民道徳とその主要な構成契機である以上のように、日清戦後の国民道徳とその主要な構成契機であるの上のように、日清戦後の国民道徳とその主要な構成契機であるとはまられていたのである。

民道徳論が詳しく述べられている。 でれさまざまな世評を呼んだが、そこには井上の構想する新たな国 されさまざまな世評を呼んだが、そこには井上の構想する新たな国 でれるまざまな世評を呼んだが、そこには井上の構想する新たな国 を加さまざまな世評を呼んだが、そこには井上の構想する新たな国 が正条約の実施から三ヵ月後の一八九九年十月二十五日、井上は まず冒頭で井上は、国民道徳がかかえる次のような注目すべきジをらない、という方向に話を進めていくのである。 を持たには教育と宗教は衝突するものだから、必ず分離すべた。これはある意味で、当時の道徳一般をめぐるアノミー状況を率直かつ的確に指摘したものだろう。しかしだからといって、国民道徳の前機づけを衰退しつつある既成宗教にもはや求めることはできないして、これはある意味で、当時の道徳一般をめぐるアノミー状況を率直かつ的確に指摘したものだろう。しかしだからといって、国民道徳のかりに徳育の基本を担うことができる新しい宗教を構想しなければかりに徳育の基本を担うことができる新しい宗教を構想しなければならない、という方向に話を進めていくのである。

るべきところはあるとしながら、やはり「古代より伝承せる祖先教のきところはあると評価を与えられていることである(五一八)。これは「衝突」論の井上と比べて大きな変化だが、もちろん井上の比判を免れてともにキリスト教攻撃の片棒をかついだ仏教が、ここではその厭世観・禁欲主義が短所として井上から批判され、が、ここではその厭世観・禁欲主義が短所として井上から批判され、が、ここではその厭世観・禁欲主義が短所として井上から批判され、が、ここではその厭世観・禁欲主義が短所として井上から批判され、が、ここではその厭世観・禁欲主義が短所として井上から批判され、が、ここではその歌世観・禁欲主義が短所として井上のといることである(五一八)。これは「衝突」論の井上と比べて大きな変化だが、もちろん井上のはないはキリスト教の再評価にあるのではない。キリスト教にもみるべきところはあるとしながら、やはり「古代より伝承せる祖先教のできところはあるとしながら、やはり「古代より伝承せる祖先教のなべきところはあるとしながら、やはり「古代より伝承せる祖先教のなべきところはあるとしながら、やはり「古代より伝承せる祖先教をいきところはあるという。

徳の基礎たり得る新しい宗教の必要を訴えることにあった。に陥る」しかないのだから、キリスト教は日本民族に適さないだろうと結論している(八)。井上の真のねらいは、既成宗教が担ってきた人心の道徳的涵養の機能に注目しながら、今やそのどれもが国民た人の道徳的涵養の機能に注目しながら、今やそのどれもが国民が過過である。

上の説明にしたがってみてみよう。
た宗教概念であったが、それはどのようなものだったか。以下、井た宗教概念であったが、それはどのようなものだったか。以下、井「倫理的宗教」は動揺する国民道徳を再構成するために井上が考案しそこで井上が持ちだしてきたのが、「倫理的宗教」の構想である。

を裨補するの一点」にあり、宗教が人心に倫理的規範を与えることを裨補するの一点」にあり、宗教が人心に倫理的規範を与えることをめざすものだという(一七―一八)。ところで井上はなぜ倫理の実在の観念を諸宗教の根柢に於ける契合点」だと主張した。たとえばいであり、「各宗教の根柢に於ける契合点」だと主張した。たとえばらをあざすものだという(一七―一八)。ところで井上はなぜ倫理ととをめざすものだという(一七―一八)。ところで井上はなぜ倫理ととをめざすものだという(一七―一八)。ところで井上はなぜ倫理ととをめざすものだという(一七―一八)。ところで井上はなぜ倫理としても対した。などえばいる。との言語を表示するので、だれも「倫理の根柢を我方寸の中に立つる」で、だれも「倫理の根柢を我方寸の中に立つる」をもそも国民道徳論者井上にとって宗教の存在価値とは「世道人心でもそも国民道徳論者井上にとって宗教の存在価値とは「世道人心でもそも国民道徳論者井上にとって宗教の存在価値とは「世道人心でもであり、「名宗教の「契合点」だと主張した。

化したところに求められたのである。そのことはまた、「衝突」を回「契合点」としての倫理的実在は、各宗教の固有性を脱歴史化・抽象までもなく、井上のいう倫理は勅語道徳と矛盾しないものであって、ができるという機能こそ重要だったからである (一八)。ただしいう

避しながら諸宗教をうまく包摂する統一的な国民道徳を構築するに

はどうすればよいか模索していた井上の、一つの回答でもあった。

となるのである。 道徳的行為となる」とき、はじめて国民道徳として意味をなすもの 践へのこだわりと自負をうかがうことができる。そんな井上にとっ といいきる。ここには、哲学者であり国民道徳論者である井上の実 は、 学科なり、即ち道徳の何たるかを知ることを期するのみならず、又 学は単に知ると云ふことの学科にあらずして、又行ふと云ふことの えていた。「人類の道徳的行為を対象とする学科を倫理学とす、倫理 単なる客観的な研究または対象知にとどまるべき学科ではないと考 人の「心の内に感ずる所」となって「意思を誘起し、発して一切の て「倫理的宗教」も、単なる学知にとどまることなく、それがある て、そこが自然現象を対象として研究する自然科学とはちがう点だ 如何にせば道徳を行ひ得べきかを示すものなり」(一八)。また井上 | | 効力 | や福利があるか、説明している。そもそも井上は倫理学を、 さらに井上は、「倫理的宗教」が個人の精神にとってどのような 「倫理学は人的行為の目的及び之れに達すべき方法の学」であっ

井上によれば、「倫理的宗教」を取り入れることは国民の精神にと

一致」の悩みなき状態、そして「八面玲瓏の境界」に達することが我より来たる声」によって自己を規定すれば、その人は必ず「内外って次のような意味がある。それは、倫理的実在という「無限の大

できるというのである。

着もなく、遂に八面玲瓏の境界に達するを得ん、(二〇頁) 着もなく、遂に八面玲瓏の境界に達するを得ん、(二〇頁) 着もなく、遂に八面玲瓏の境界に達するを得ん、(二〇頁) 着もなく、遂に八面玲瓏の境界に達するを得ん、(二〇頁) 着もなく、遂に八面玲瓏の境界に達するを得ん、(二〇頁) 若し此内に感ずる所(注—倫理的実在、大我)を本として己れだ点 方所をして己れが感ずる所に合一せしめ、始めて何等の自家撞 が所をして己れが感ずる所に合一せしめ、始めて何等の自家撞 が所をして己れが感ずる所に合一せしめ、始めて何等の自家撞

宗教」は、それが統一的な国民道徳たり得るところに正統性の根拠と客体)の二元に分裂したものとみながら、それらをどのように背い続けたテーマに連なるものといえるだろう。たとえば同時代、海土真宗の清沢満之は「精神主義」という言葉で、同様のテーマを海土真宗の清沢満之は「精神主義」という言葉で、同様のテーマを海土真宗の清沢満之は「精神主義」という言葉で、同様のテーマをから遊離した特殊なイデオロギーではない。ただ、井上の「倫理的から遊離した特殊なイデオロギーではない。ただ、井上の「倫理的から遊離した特殊なイデオロギーではない。ただ、井上の「倫理的から遊離した特殊なイデオロギーではない。ただ、井上の「倫理的から遊離した特殊なイデオロギーではない。ただ、井上の「倫理的から遊離した特殊なイデオロギーではない。ただ、井上の「倫理的から遊離した特殊なイデオロギーではない。

らざるなり」いうのが井上の立場なのである(二三)。を充たすべきもの」は、「倫理的宗教」をおいて「他に求むべきにあ差があるはずだった。「一切宗教の形体を離れて、我教育現今の欠陥があるのであって、そこに清沢の「精神主義」等と明確な区別や種

え相対的に衰退していたとしても、それが既成宗教を打破すべきと が勢力を失いつつあるという井上の観察は一面で当っていた。だが、 らである(二八)。そして、そうした井上の主張を支えていたのは 立ちのぼってくるのである。 もしきれなかった、既成宗教をはじめとする歴史的現実の領野から するためにとくに持ちだされた「現実」とみるべきだろう。そして いう理由づけになるはずはなかった。つまり井上のいう「現実」は 宗教が依然として社会的勢力を保っていたことは明らかだし、たと 宗教法案をめぐる仏教勢力の反対運動ひとつをとってみても、既成 主義と世俗化が同時的に亢進する客観的状況のなかで、歴史的宗教 の大勢」が示すところの「現実」であった(二五)。たしかに、資本 「一切の歴史的宗教は日に月に勢力を失ひつゝある」という、「世界 変形せる普遍的の宗教を発揮すること能はざるなり」という理由か 日も早く打破すべきもの」であった。「之れを打破し了らざれば、其 「倫理的宗教」に対する批判は、井上が自然化・抽象化しようとして 「倫理的宗教」という彼の構想する国民道徳=イデオロギーを自然化 そのような井上にいわせれば、「兎に角、宗教の歴史的特殊性は一

> は引用者。 郎・古田光編『近代日本思想論争』青木書店、一九六三年、所収。傍点郎・古田光編『近代日本思想論争』青木書店、一九六三年、所収。傍点(1) 生松敬三「「教育と宗教の衝突」論争」、二三六頁。宮川透・中村雄二

(2) 「第二次論争、または単に第二次論争と呼んでおきたい。 命名による。久木幸男編著『二〇世紀日本の教育』サイマル出版会、一八九二年の「衝突」論争と比べてそのような命名が適切か、さらに論一八九二年の「衝突」論争と比べてそのような命名が適切か、さらに論中人工年、および、『日本教育論争史録』第一巻近代編(上)第一法規助、一九八〇年を参照。ところで、「第二次教育と宗教衝突」事件という呼称は、教育学者の久木幸男の(2) 「第二次教育と宗教衝突」事件という呼称は、教育学者の久木幸男の

(3) 山住正己『教育勅語』朝日新聞社、一九八〇年、一〇六頁。

リント版一九八八年によった。 基督教徒」正・続、一八九三年に所収、五二頁。本稿はみすず書房リプ基督教徒」正・続、一八九三年に所収、五二頁。本稿はみすず書房リプ(4) 井上哲次郎「教育と宗教の衝突」一八九三年。関阜作編『井上博士と

衝突」論争」に詳しい。(5) 大西、植村、柏木の井上批判については、前掲生松「「教育と宗教の

店、一九九○年に所収。志社文学』五九・六○号。『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書で社文学』五九・六○号。『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書(6) 柏木義円「勅語と基督教(井上博士の意見を評す)」一八九二年、『同

様を余儀なくされる運命を担ったのである」との見通しを与え、ひいておいては、この正統的キリスト教信仰護持の立場も逼塞を強いられ、変れども、柏木の認めた『立憲君主国の通誼』が『通誼』として通用せず、れども、柏木の認めた『立憲君主国の通誼』が『通誼』として通用せず、れども、柏木の認めた『立憲君主国の通誼』が『通誼』として通用せず、れども、柏木の認めた『立憲君主国の通誼』が『通誼』として通用せず、このような柏木や植村・大西の井上批判を、生松敬三は「衝突」論争

んでいる。 はそれが広く「近代」日本の思想、学問に課せられた運命であったと結

ここで生松が描いている見取り図はおおむね正しいといえるだろう。ここで生松が描いている見取り図はおおむね正しいといえるだろう。ここで生松が描いている見取り図はおおむね正しいといえるだろう。ここで生松が描いている見取り図はおおむね正しいといえるだろう。ここで生松が描いている見取り図はおおむね正しいといえるだろう。ここで生松が描いている見取り図はおおむね正しいといえるだろう。ここで生松が描いている見取り図はおおむね正しいといえるだろう。

- (8) 「高等師範学校生徒卒業式における文部大臣西園寺公望の演説」一八(8) 「高等師範学校生徒卒業式における文部大臣西園寺公望の演説」一八名を新育動語Ⅰ』、続・現代史資料八、みすず書房一九九四年に所収、三と教育勅語Ⅰ』、続・現代史資料八、みすず書房一九九四年に所収、三と教育勅語Ⅰ』、続・現代史資料八、みすず書房一九九四年に所収、三と教育勅語Ⅰ』、続・現代史資料八、みすず書房一九九四年に所収、三と教育勅語Ⅰ』、続・現代史資料八、みすず書房一九九四年に所収、三を参照。
- (9) 仏教公認教運動や一九○○年前後の宗教法案反対運動については、柏(9) 仏教公認教運動や一九○○年前後の宗教法案反対運動については、柏(9) 仏教公認教運動や一九○○年前後の宗教法案反対運動については、柏
- 『巽軒博士倫理的宗教論批評集』第一輯、金港堂、一九〇二年にまとめ誌』一四卷一五四号。なお第二次論争に関する主な史料は、秋山悟庵編(10) 井上哲次郎「宗教の将来に関する意見」一八九九年十二月、『哲学雑

史料叢書」二〇、大空社、一九九三年によった。て収められている。本稿は、その復刻版である「日本教育史基本文献

一」を参照。 ては、安丸良夫『文明化の経験』岩波書店、二○○七年、とくに「補論(11) 「近代」におけるこのような二元的心性やコスモロジーの特徴につい

[付記]

二、「倫理的宗教」への批判と応酬―「教育と宗教」第二次論争なった。参考までに、後半部の目次を次にあげておく。本稿は既に成稿しているが、紙幅の関係でやむを得ず上下分載のかたちと

判/井上哲次郎の応酬―「倫理的宗教」の再構想判/既成宗教からの批判―村上専精・井上円了/加藤弘之からの批「倫理的宗教」批判の諸相/「倫理的宗教」の抽象性・形式性への批「倫理的宗教」への批判と応酬― | 教育と宗教」第二次論争